

令和5年度胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会

次 第

1 現地調査

日時：令和5年11月27日（月）10時～10時30分

場所：農地整備事業（中山間地域型）龍神地区（厚真町）現地

日時：令和5年11月27日（月）13時～13時30分

場所：水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型）稀府地区（伊達市）現地

日時：令和5年11月27日（月）14時～14時30分

場所：農地整備事業（通作条件整備【保全対策型】）第2新山梨地区（豊浦町）現地

2 地区説明 及び 意見交換

日時：令和5年11月27日（月）15時30分～17時

場所：むろらん広域センタービル 3階B会議室

■R5年度計画策定地区（2カ年調査1年目）

農地整備事業（中山間地域型）龍神地区（厚真町）

地区説明（胆振総合振興局） ～区画整理工事（整地、暗渠、用水排水耕作道等）

■R5年度計画策定地区（2カ年調査1年目）

水利施設等整備事業（畑地帯総合整備型）稀府地区（伊達市）

地区説明（胆振総合振興局） ～区画整理工事（整地、暗渠、除礫等）

畑地かんがい工事

農道工事

■R5年度計画策定地区（単年調査）

農地整備事業（通作条件整備【保全対策型】）第2新山梨地区（豊浦町）

地区説明（胆振総合振興局） ～農道保全工事

令和5年度胆振総合振興農業農村整備事業環境情報協議会 名簿

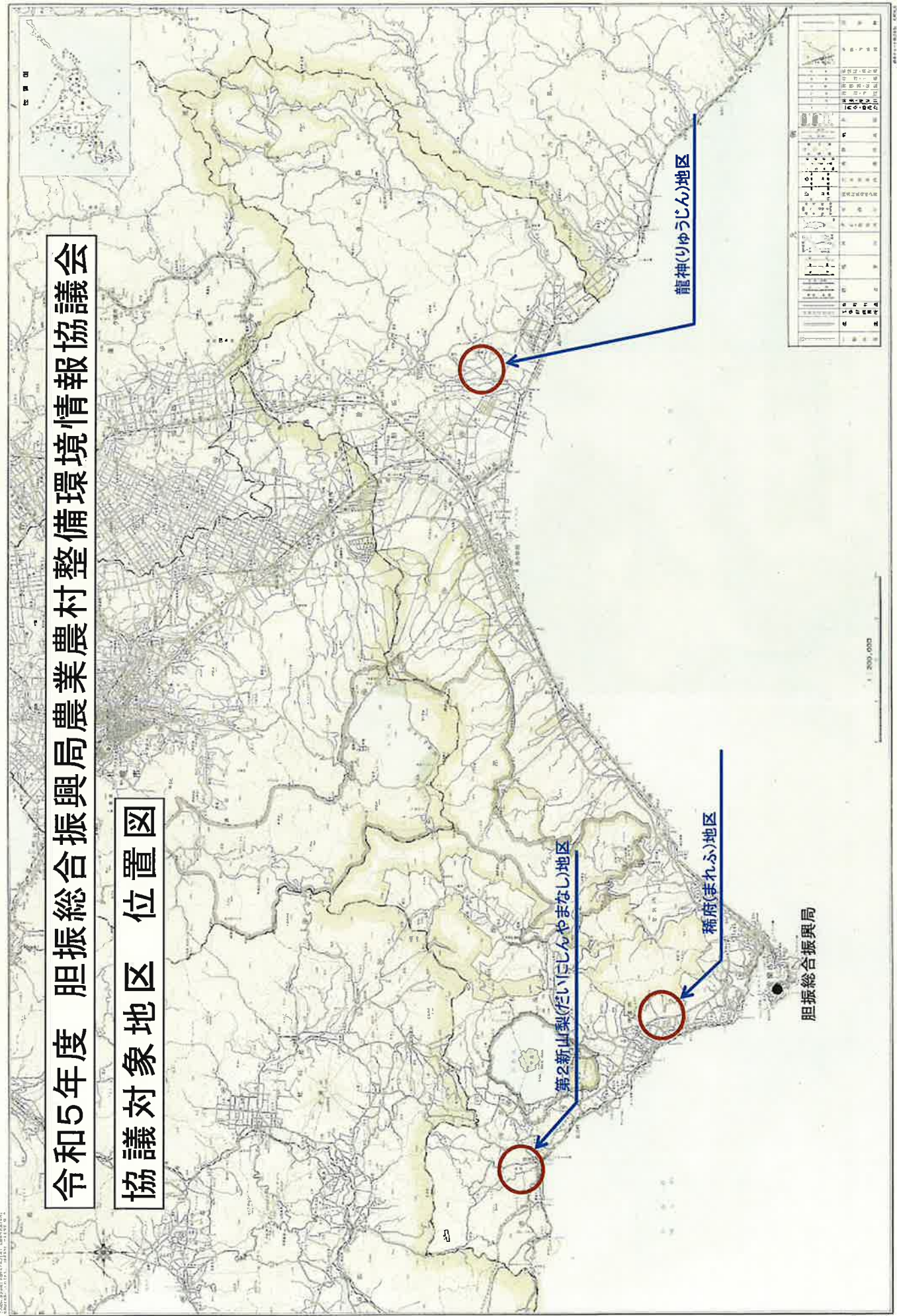
| 所属等 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|--------------------------------|----------|-------|------|
| 胆振総合振興局 農業農村整備事業 環境情報協議会 | 委員 | 佐々木典子 | (欠席) |
| | 委員 | 山田 正 | (欠席) |
| | 委員 | 田中 潤治 | |
| | 委員 | 中井 弘 | |
| | 委員 | 佐々木 弘 | |
| 北海道胆振総合振興局 産業振興部農村振興課 | 農村振興課長 | 國枝 裕司 | 事務局長 |
| | 主幹(基盤整備) | 白木 聡 | |
| | 地域計画係長 | 小野 文幸 | 説明員 |
| | 主事 | 小川 拓望 | (欠席) |
| | 主査(地域計画) | 綿越 実 | 事務局 |

委員の略歴

| 分野 | 氏名 | 住所 | 略歴 |
|-----------|-------|------|---|
| 環境に関する専門家 | 佐々木典子 | 恵庭市 | 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場 養殖技術グループ主査(基盤整備) |
| 環境に関する専門家 | 山田 正 | むかわ町 | 元むかわ町立穂別博物館長 町立穂別博物館協力会 |
| 地域住民代表 | 田中 潤治 | 安平町 | 元安平町土地改良区参事 |
| 地域住民代表 | 中井 弘 | むかわ町 | むかわ町田園教育力再生協議会 合同会社タウンインフォーム |
| 農業関係者 | 佐々木 弘 | 安平町 | 元厚真町農業経営センター (農業技術指導) |

令和5年度 胆振総合振興局農業農村整備環境情報協議会

協議対象地区 位置図



胆振総合振興局

胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領

(名称)

第1 この協議会は、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 農業農村整備事業の実施に際し、地域が有する自然環境との調和を図って行くことが益々重要となっている。

このことから、事業地区における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るためには、調査計画時、計画変更時及び実施期間中、更には完了後を含めた道営事業の実施全般について、環境に関する専門家及び地域住民の代表などと環境に関する意見交換、情報の収集を行って、環境との調和に配慮した事業を推進する。

このため、協議会を開催するものとする。

(協議の対象事業)

第3 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官通達）の第5に定められた事業（但し、北海道が事業計画を策定する事業に限る。）とする。

(協議内容)

第4 協議会においては、対象事業地区に係る次に掲げる事項について意見交換、情報の収集を行うものとする。

- (1) 環境との調和への配慮についての方策について
- (2) 事業計画の内容と田園環境整備マスタープランとの整合について
- (3) その他必要な事項

(協議会の構成)

第5 協議会は、環境に関する専門家、地域住民の代表及び農業関係者の委員で構成する。

2 協議会の規模等は、別に定める。

3 協議会の委員は、胆振総合振興局長（以下「総合振興局長」という。）が選定する。

(事務局)

第6 協議会に関する事務を行うため、産業振興部農村振興課に事務局を置く。

2 事務局長は、**農村振興課長**とする。

3 事務局は、主査（地域計画）とする。

(協議会の開催)

第7 協議会は、総合振興局長が招集して開催するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、第2の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

2 本協議会は、平成26年3月26日から起算して2年を経過する毎に、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年3月26日から施行する。

附則 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年5月30日から施行する。

附則 この要領は、令和5年11月27日から施行する。

胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領の運用

(趣旨)

第1 胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会(以下「協議会」という。)の運営に関しては、協議会開催要領(以下「要領」という。)によるほか、この運用に定めるところによる。

(協議会の規模)

第2 委員は、5名とする。

2 委員の構成割合は、次のとおりとする。

- (1) 環境に関する専門家 2名
- (2) 地域住民の代表 2名
- (3) 農業関係者 1名

(委員の選定)

第3 協議会の委員は、要領第2の目的を達成するために必要と認められる要件を考慮して選定するものとする。

- 2 環境に関する専門家及び農業関係者の選定については、市町または関係団体からの推薦により事務局長が選定する。
- 3 地域住民の代表については、公募により選定する(公募に当たっては胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会委員公募要領に基づき行う)。
但し、応募者がいない等の場合には、前項と同様とする。
- 4 非常設の懇談会のため、当該年度開催する協議会への出席をもって委員の業務を終了することを基本とするが、検討事案が発生した場合には再度召集を行うことが出来る。
- 5 事務局長は、第2項、第3項の規定に抛らず、要領第2の目的を達成するために必要と認められる場合にあつては、委員の意向を確認の上、再び依頼することが出来る。

(協議会の座長)

第4 協議会の座長は、委員の互選により選出する。

(協議会の開催)

第5 協議会の開催は、年1回を基本に必要なに応じて複数の開催とする。

- 2 協議会の開催は、委員の過半数の出席がなければならない。但し、座長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。
- 3 協議会の開催に当たっては、対象事業地区に係る他の関係機関も参画するものとする。
- 4 協議の対象は、調査計画時、計画変更時、及び必要に応じて実施期間中、完了後を含めた道営事業の実施全般とする。

(事務局の職務)

第6 事務局は、協議会の運営に関する次の事務を行うものとする。

- 2 委員の選定に関すること
- 3 協議会の開催に係る連絡調整に関すること
- 4 協議会の開催に伴う会議場所の設定及び費用に関すること
- 5 会議に使用する資料整備及び会議録の整理に関すること
- 6 その他、会議に必要な事務

附則 この運用は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この運用は、平成20年3月27日から施行する。

附則 この運用は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この運用は、平成26年3月26日から施行する。

附則 この運用は、平成28年5月30日から施行する。

令和5年度 胆振総合振興局 環境情報協議会 意見交換資料

開催日： 5年11月27日

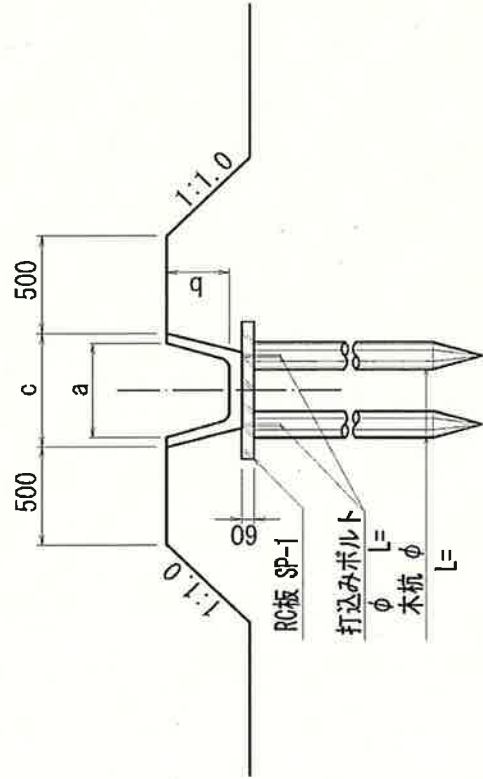
| 事業名 | 農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（中山間地域型）） | | 事業主体 | 北海道 |
|------------|-------------------------------|---|-------------|-----|
| 地区名 | 龍 神 | 所在地 | 勇払郡厚真町 | |
| 計画期間 | R5～R6年度（2カ年） | 事業期間 | R7～R15（9カ年） | |
| 管内の状況把握 | 地域の自然環境に関する特性 | <p>厚真町は、胆振総合振興局の東部に位置し、南西部は苫小牧市、東部はむかわ町、北部は由仁町、夕張市、北西部は安平町の2市3町に隣接し南部は太平洋に隣接している。</p> <p>本町は、太平洋側西部気候に属し、一般的に冬は暖かく、夏は涼しい気候にある。森林面積の占有率が高い厚真町では自然環境が豊かなことから野生動物にとって良好な環境となっている。（エゾシカ・エゾユキウサギ・エゾクロテン・イタチ他）魚類については、ヤマメ・イワナウグイ・ドジョウ他が生息している。他にも「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書（昆虫類）」においてシロオビヒメヒカゲが選定されている。</p> <p>本地域における自然環境関係法令等に基づく地域、地区等の指定状況は、「鳥獣保護又狩猟ニ関する法律」に基づく鳥獣保護区「森林法」に基づく保安林などがある。 【厚真町田園環境整備マスタープランより】</p> | | |
| | 取り組み事項 | <p>厚真町で実施している農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業（中山間地域型））では、動植物の生態系保全や農村景観保全に配慮するため、低騒音・低振動・排出ガス対策型の作業機械の使用や濁水流出を抑えながら工事を実施する。</p> <p>深水管理に対応した畦畔の整備により、雨水を一時的に蓄える能力が上がり、事業実施そのものが「農業・農村が有する多面的な機能の増進」に寄与する物がある。</p> | | |
| 事業地区での整備方針 | 田園環境整備マスタープランとの整合 | <p>厚真町が作成した、田園環境マスタープランでは、恵まれた自然環境とそこに生息する多様な生物の保全、歴史や文化の保全、美しい景観の保全が掲げられている。また、工事の実施にあたり環境に与える影響を最小限に抑えることが求められている。</p> | | |
| | 対策に関する基本的な考え方 | <p>本地区では、農業の生産力や競争力を強化するために農地の大区画化や汎用化、用排水のオープントラフ化を図ることとし、区画整理62.2ha（整地工、暗渠排水、用水路工、排水路工、道路工）用水路5,773m、排水路5,163mを整備する。</p> <p>工事に当たっては、施工時期や施行方法等を十分に検討し、濁水流出防止に努め河川に生息する魚類の保全に配慮する。また、樹木の伐採を極力さげ、動植物の生態系保全や農村景観保全に配慮する。</p> | | |

標準構造図

用水路 標準定規図

開水路

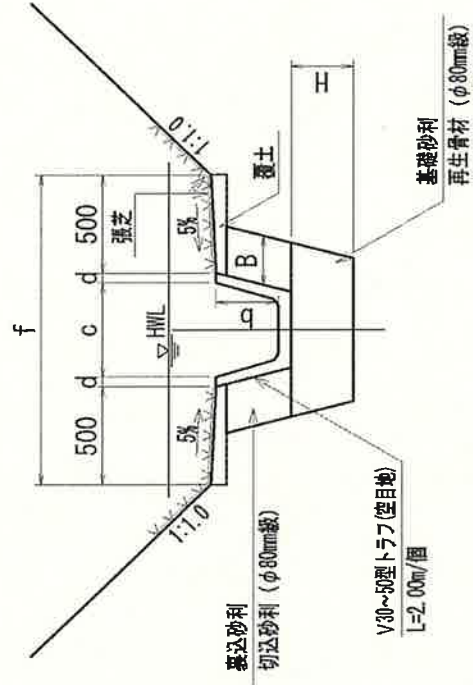
木杭基礎
V30~60型トラフ



排水路 標準定規図

開水路

V型トラフ (小排水)
V30~50型トラフ

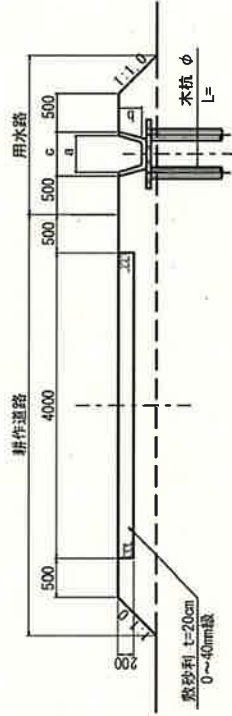
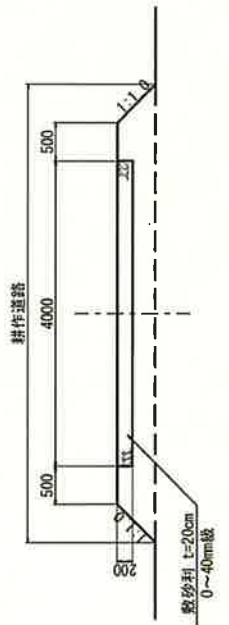


標準構造図

耕作道 標準定規図

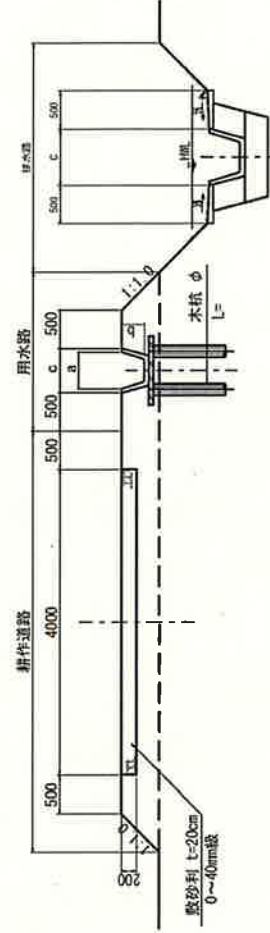
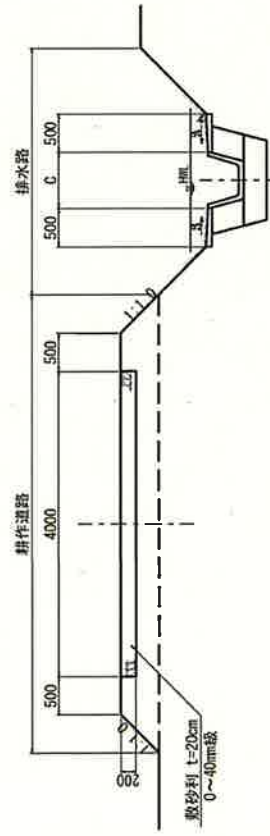
単 独

用水路 (開水路) 附帯
木杭基礎
V型トラフ



排水路(開水路)附帯
V型トラフ

用水路・排水路 (開水路) 附帯
木杭基礎
V型トラフ



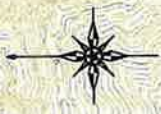
令和5年度 胆振総合振興局 環境情報協議会 意見交換資料

開催日： 5年11月27日

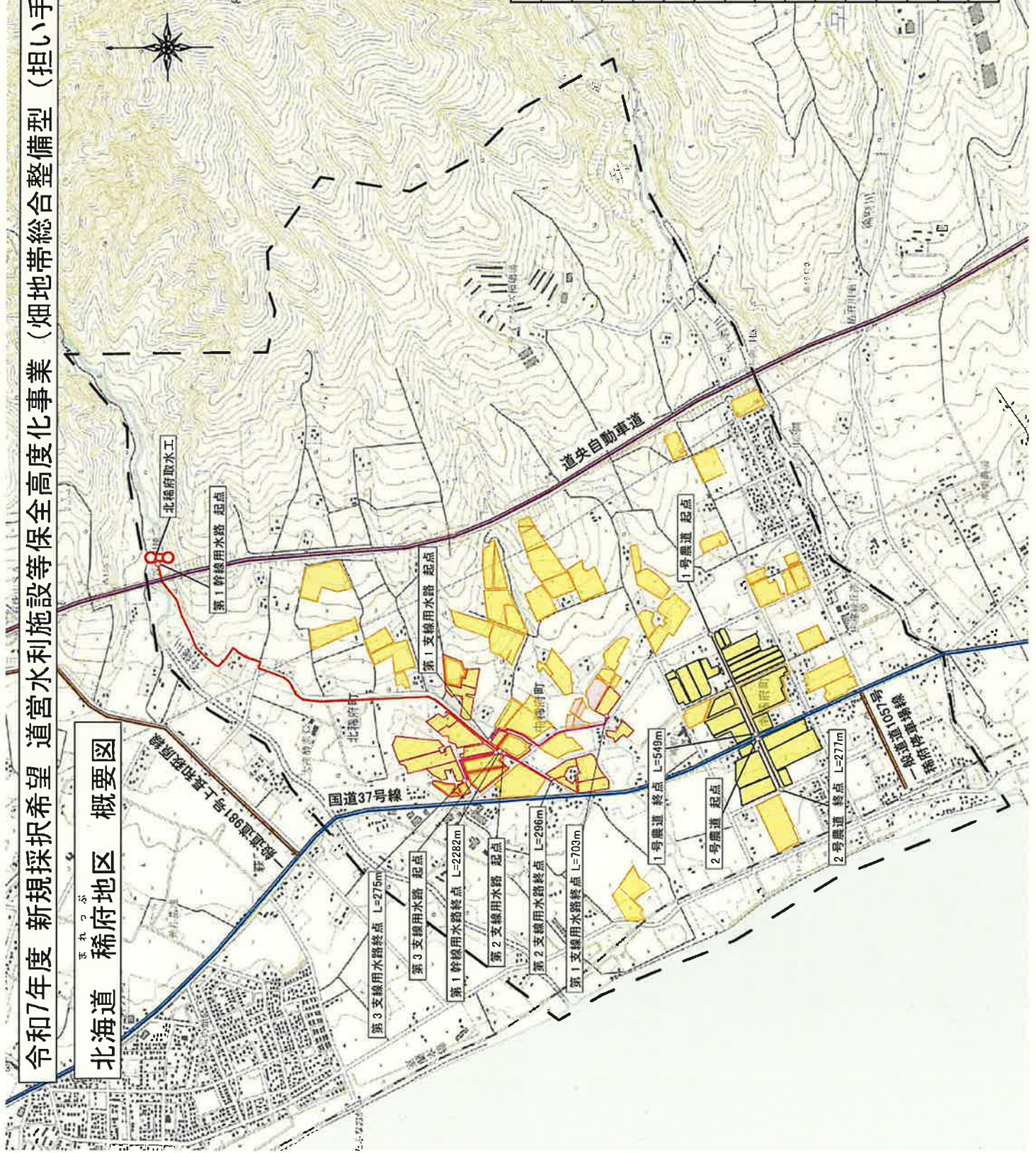
| 事業名 | 水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備事業） | | 事業主体 | 北海道 |
|------------|-------------------------|---|-------------|-----|
| 地区名 | 稀 府 | 所在地 | 伊達市 | |
| 計画期間 | R5～R6年度（2カ年） | 事業期間 | R7～R12（6カ年） | |
| 管内の状況把握 | 地域の自然環境に関する特性 | <p>伊達市は、胆振総合振興局管内の西部に位置し、伊達地域と大滝区の2地域に分かれる。</p> <p>伊達地域は、内浦湾に面し日本海から通過する対馬暖流の影響で四季をとおり温暖で農産物が豊富である。一方大滝区は、内陸性気候のため寒暖の差は大きい、南西の穏やかな風が吹く。しかし、丘陵地帯ということもあり寒冷気候で積雪が多く初霜は9月中旬である。</p> <p>伊達地域は、気候に恵まれることから動物（トンボ35種類、バッタ15種、チョウ81種 エゾシロチョウ3種）も多くの種類構成であり、大滝区は、ヒグマ・エゾシカ・タヌキ・キタキツネ他多くの動物が生息している。</p> <p>本地域における自然環境関係法令等に基づく地域・地区等の指定は「自然公園法」に基づく国立公園や「鳥獣保護及狩猟ニ関する法律」に基づく「森林法」などが制定されている。 【伊達市田園環境整備マスタープランより】</p> | | |
| | 取り組み事項 | <p>伊達市内で実施してきた道営土地改良事業では、動植物の生態系保全や農村景観保全に配慮するため、低騒音・低振動・排出ガス対策型の作業機械の使用や濁水流出を抑えながら工事を実施してきた。今回の整備により、農地や農村景観が維持されることで、地域の自然環境は適正に保たれる。</p> | | |
| 事業地区での整備方針 | 田園環境整備マスタープランとの整合 | <p>伊達市が作成した、田園環境マスタープランでは、恵まれた自然環境とそこに生息する多様な生物の保全、歴史や文化の保全、美しい景観の保全が掲げられている。また、工事の実施にあたり環境に与える影響を最小限に抑えることが求められている。</p> | | |
| | 対策に関する基本的な考え方 | <p>本地区では、農業の生産力や競争力を強化するために農地整備を実施し農作業効率を図ることとし、区画整理69.1ha（整地工、暗渠排水、除礫）農業用用水路（畑地かんがい）4,900m、農道826mを整備する。</p> <p>工事に当たっては、施工時期や施行方法等を十分に検討し、土砂や汚濁水の流出防止対策を行う。</p> | | |

令和7年度 新規採択希望 道営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型（担い手育成対策））

北海道 稀府地区 概要図



| 凡 例 | |
|-----|-------------|
| | 界 区 |
| | 高 速 道 路 |
| | 国 道 |
| | 一 般 道 路 |
| | 区 画 整 理 区 域 |
| | 用 水 区 域 |
| | 農 道 区 域 |
| | 【計画】幹線用水路 |
| | 【計画】支線用水路 |
| | 【計画】農 道 |
| | 【計画】取水施設 |
| | 受 益 地 |
| | 田 |
| | 畑 |



令和7年度 新規採択希望 道営水利施設等保全高度化事業(畑地带総合整備中山間地域型(担い手育成対策))

まれっぶ

北海道

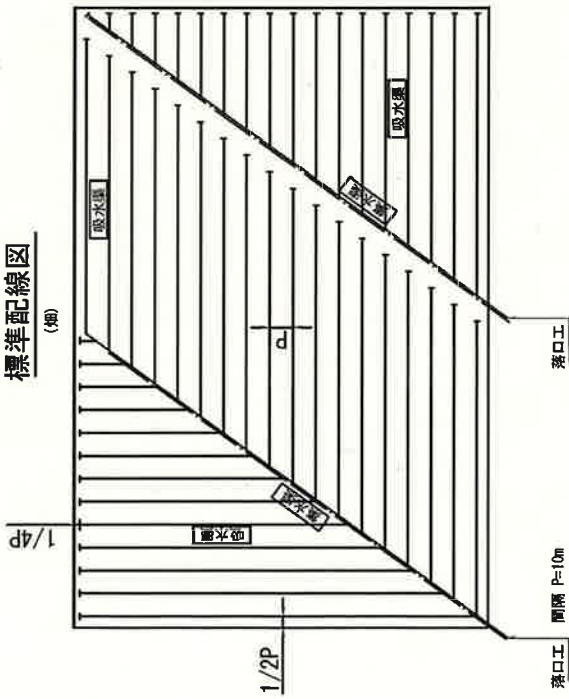
稀府地区

標準図

暗渠排水工

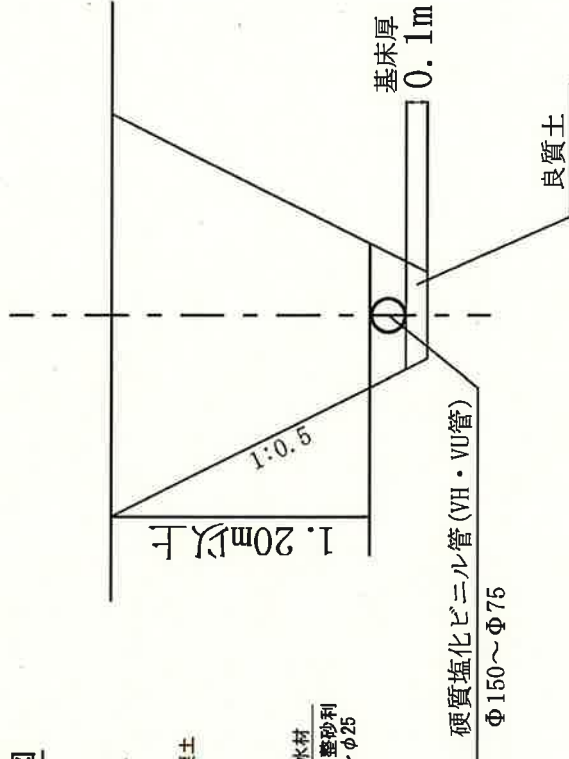
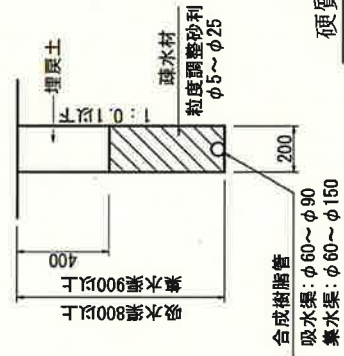
農業用水施設

標準配線図



掘削標準断面図

吸水・集水渠

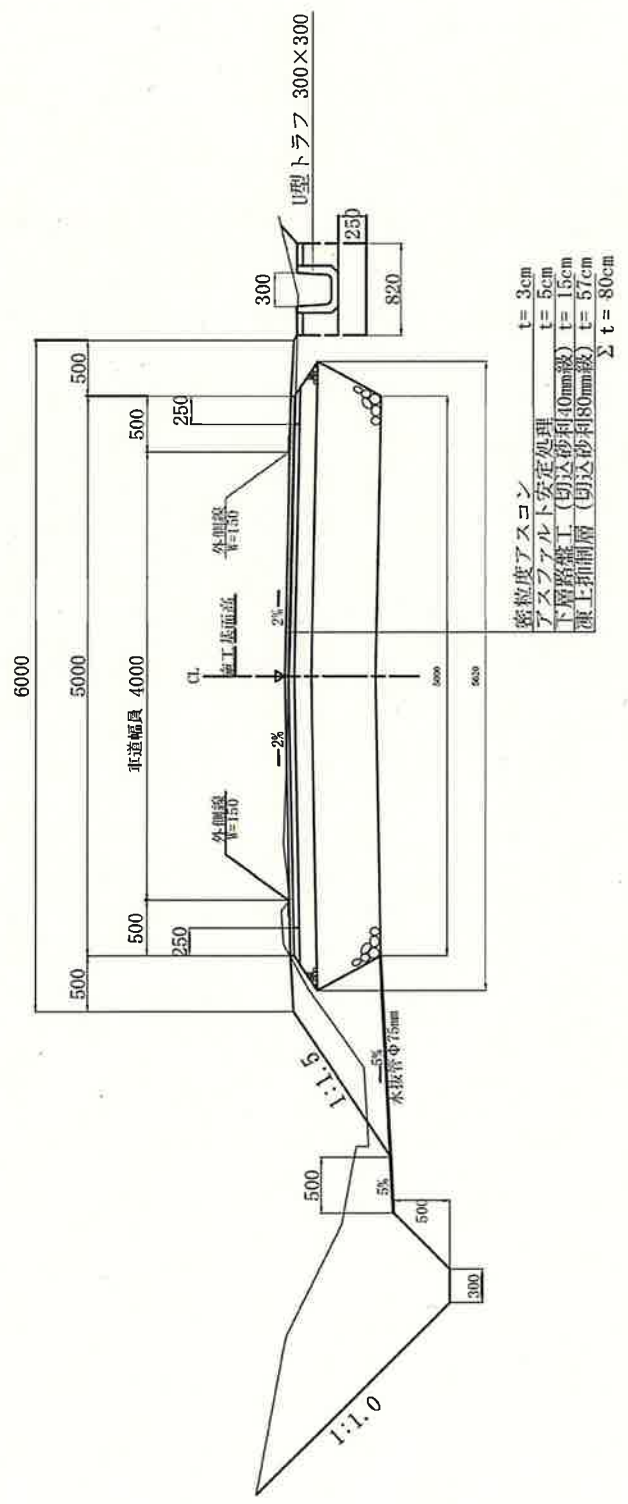


令和7年度 新規採択希望 道営水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備中山間地域型(担い手育成対策))

ま れ っ ぶ

北 海 道 稀 府 地 区 標 準 図

農 道



令和5年度 胆振総合振興局 環境情報協議会 意見交換資料

開催日： 5年11月27日

| 事業名 | 農地整備事業（通作条件整備（一般農道整備【保全対策型】）） | | 事業主体 | 北海道 |
|------------|-------------------------------|---|------------|-----|
| 地区名 | 第2新山梨 | 所在地 | 虻田郡豊浦町 | |
| 計画期間 | R4～R5年度（2カ年） | 事業期間 | R6～R9（4カ年） | |
| 管内の状況把握 | 地域の自然環境に関する特性 | <p>豊浦町は、胆振総合振興局の西部に位置しており東側に洞爺湖町、西側に長万部町となっている。</p> <p>本町は、噴火湾に面しており巨岩や断崖が変化に富んだダイナミックな景観を有している。内浦湾の穏やかな海、広大な背後の緑地帯そして豊富な水資源豊かな自然環境の下で農業・漁業が発展していった。</p> <p>本町の気候は、太平洋側西部気候に属し、海洋の影響により気温差が少なく比較的温暖な気候となっている。一方で、6月から7月にかけて霧が発生しやすく8月から9月にかけて降水量が多く、しばしば集中豪雨が発生する。</p> <p>自然が豊かな豊浦町はスズメ・山鳩・ヒバリ・カッコウ・ワシ・フクロウ他生息しており大型動物である、鹿・熊なども生息している。</p> <p>地域指定としては、振興山村指定・農業振興地指定・「健康文化都市」推進事業指定などが上げられる。 【豊浦町田園環境整備マスタープランより】</p> | | |
| | 取り組み事項 | <p>豊浦町で実施している農地整備事業（通作条件整備（基幹農道整備【保全対策型】））では、動植物の生態系保全や農村景観に配慮するため、低騒音・低振動・排出ガス対策型の作業機械の使用や濁水流出を抑えながら工事を実施する。</p> <p>整備によって、農村景観が維持されることで地域の自然環境は適正に保全される。</p> | | |
| 事業地区での整備方針 | 田園環境整備マスタープランとの整合 | <p>豊浦町が作成した田園環境マスタープランでは、環境保全の基本方針として恵まれた自然環境とそこに生息する多様な生物の保全、歴史や文化の保全、美しい景観の保全が掲げられている。また、工事の実施にあたり環境に与える影響を最小限に抑えることが求められている。</p> | | |
| | 対策に関する基本的な考え方 | <p>本地区では、農業生産活動や農産物等を安全に輸送するために、落石防護擁壁工、道路擁壁改修工、道路排水改修工を計画し、農道保全工L=540mを整備する。（落石防護擁壁工=385m、道路擁壁改修工=62m、道路排水改修工=93m）</p> <p>工事に当たっては、施工時期や施工方法を十分に検討し、工事の際に発生する産業廃棄物等の流出防止に努め、河川に生息する魚類の保全に配慮する。</p> <p>また、樹木の伐採を極力避け、動植物の生態系保全や農村景観保全に配慮する。</p> | | |

令和6年度

農地整備事業（通作条件整備（一般農道整備〔保全対策型〕））計画概要表

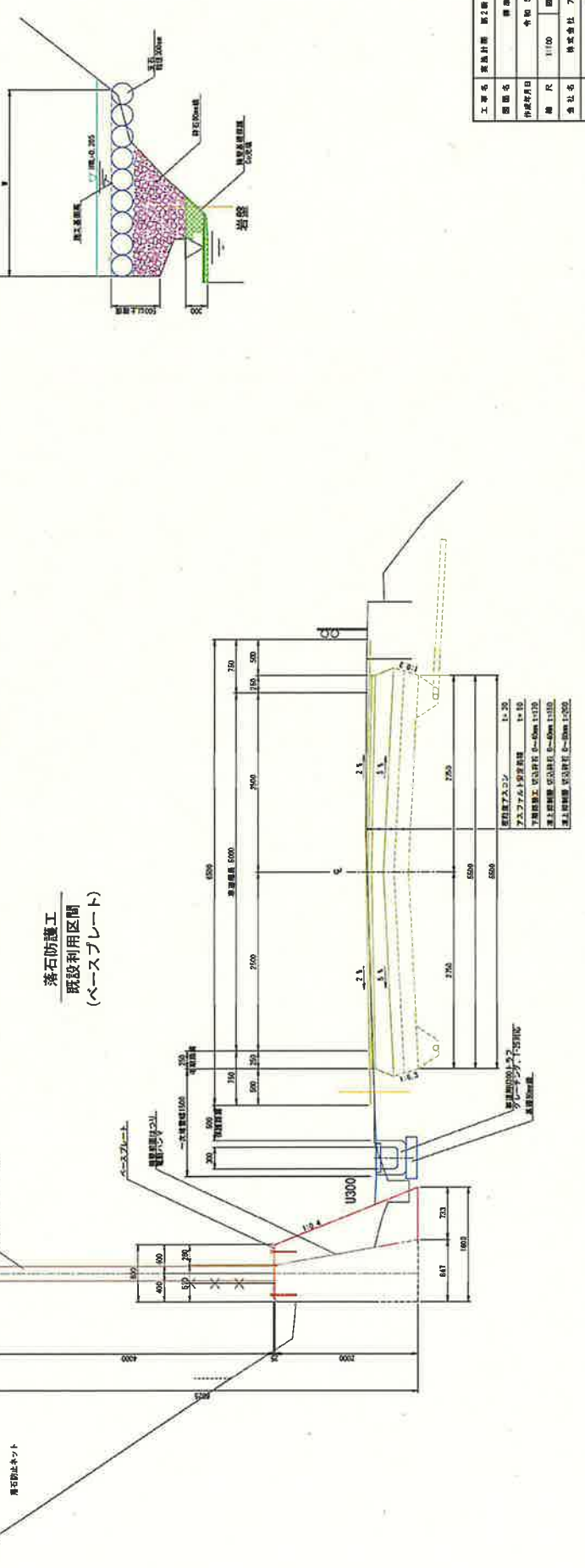
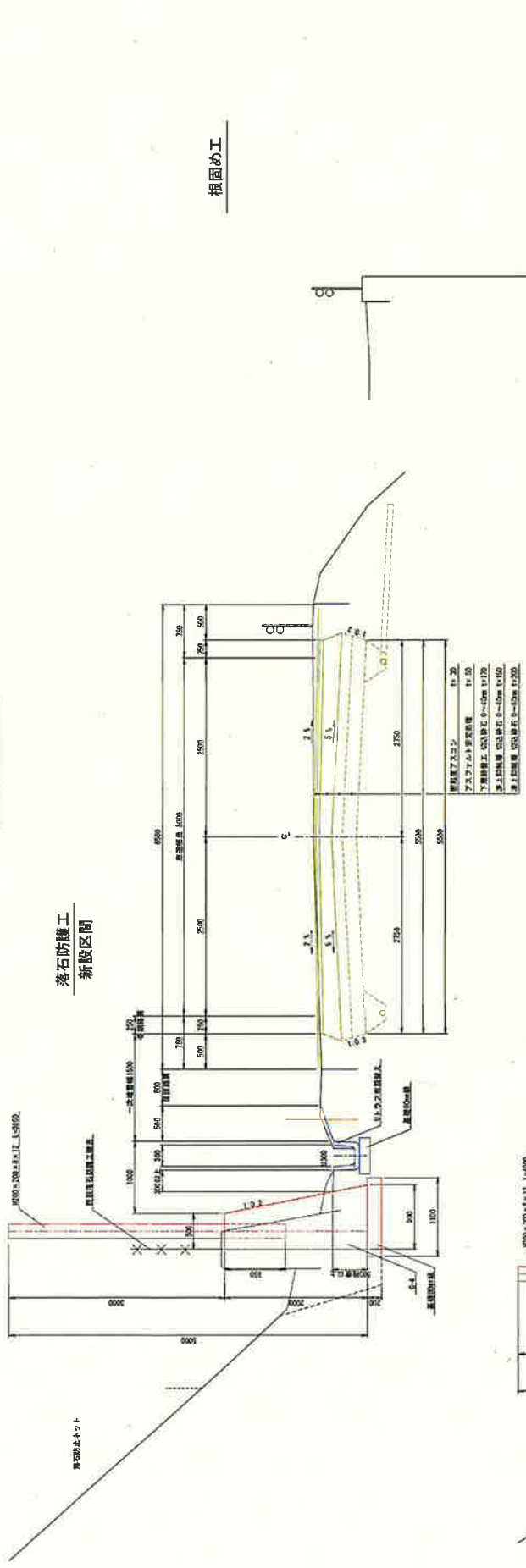
| | | |
|-----------|----------|----------|
| 都道府 県名 | 地域 類型 | 特殊 地域 |
| 北海道 | 中間農業地域 | 過疎地域 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|---------------------------|--------------|----------|---------|-------------|--|----------|-----|---------|--|--------|--|---------|--|----|--|---------|--|--|
| 事業区分 | | [点検診断・保全対策・緊急対策] | | | (計画概要図) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区名 | | 所在地 | | | 事業主体 | | | | | | | | | | | | | | | |
| だいにしんやまなし 第2新山梨 | | あぶたぐん とうようらちよう 虻田郡 豊浦町 | | | 北海道 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の目的・緊急必要性 | <p>本地区は、北海道の南部、虻田郡豊浦町に位置している。この地域は畑作経営が展開されている農業地帯であり、地区内では牧草、てんさい、馬鈴薯等が作付けされている。本計画路線は一般農道整備事業（舗装）事業（第2新山梨地区（S53～S56））で整備され、主として農業機械の運行等の農業生産活動や農産物等の輸送のために利用されている路線である。しかし、整備後38年が経過し、降雨及び融雪により法面崩壊等が生じ、農産物等の輸送に支障を来すなど交通機能（安全性や走行性）が低下している状況にある。本事業により機能保全対策面から更新整備を行い、安全性及び走行性の機能回復することにより、地域農業の通作・輸送条件の改善を図る。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受益面積 | | 水田 | | | 普通畑 | | | 飼料畑 | | | 樹園地 | | その他 | | 計 | | 受益戸数 | | |
| | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha | | ha | | 戸 | | | | |
| 200.0 | | 65.0 | | 265.0 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要 | | | | | | | | | | 事業費内訳 | | | | | | | | | | |
| 工種 | | 事業量 | | 事業費 | | 備考 | | 工種 | | 規格 | | 数量 | | 単価 | | 金額 | | | | |
| 農道保全工 | | L=540m | | 千円 | | | | 農道保全工 | | | | m | | 千円 | | | | | | |
| ・落石防護擁壁工 | | L=385m | | 198,000 | | | | ・落石防護擁壁工 | | | | L=540m | | 198,000 | | | | | | |
| ・道路擁壁改修工 | | L=62m | | 160,000 | | | | ・道路擁壁改修工 | | | | L=385m | | 160,000 | | | | | | |
| ・道路排水改修工 | | L=93m | | 170,000 | | | | ・道路排水改修工 | | | | L=62m | | 17,000 | | | | | | |
| 補償費 | | | | 7,000 | | | | 補償費 | | | | L=93m | | 21,000 | | | | | | |
| 測量設計費 | | | | 15,000 | | | | 測量設計費 | | | | | | 7,000 | | | | | | |
| 計 | | | | 220,000 | | | | 計 | | | | | | 15,000 | | | | 220,000 | | |
| 旧事業の実施事業歴 | 事業名 | | 一般農道整備事業（舗装） | | | 農道舗装事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地区名 | | 第2新山梨 | | | 第3新山梨 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 受益面積 | | 384ha | | | 118ha | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実施年度 | | S53～S56 | | | S56～S60 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業量 | | 3,840m | | | 3,148m | | | | | | | | | | | | | | |
| | 幅員(全幅) | | 5.0m (6.5m) | | | 4.0m (6.0m) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事業費 | | 102百万円 | | | 164百万円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理主体 | | 豊浦町 | | | 豊浦町 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域指定 | | 過疎、山村振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (標準断面図) | | | | | | | | | | 別紙 | | | | | | | | | | |
| 事業費負担割合 | | 国 | | 都道府県 | | 市町村 | | 地元 | | 計 | | | | | | | | | | |
| 割合 | | 55.0 | | 22.5 | | 22.5 | | - | | 100.0 | | | | | | | | | | |
| 負担額 | | 121,000千円 | | 49,500千円 | | 49,500千円 | | - | | 220,000 | | | | | | | | | | |
| 工期 | | 施設保全 令和6年度～令和9年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



特記事項
トランプ設置替え時に可処分が不可な場合は新材とする。

標準断面図

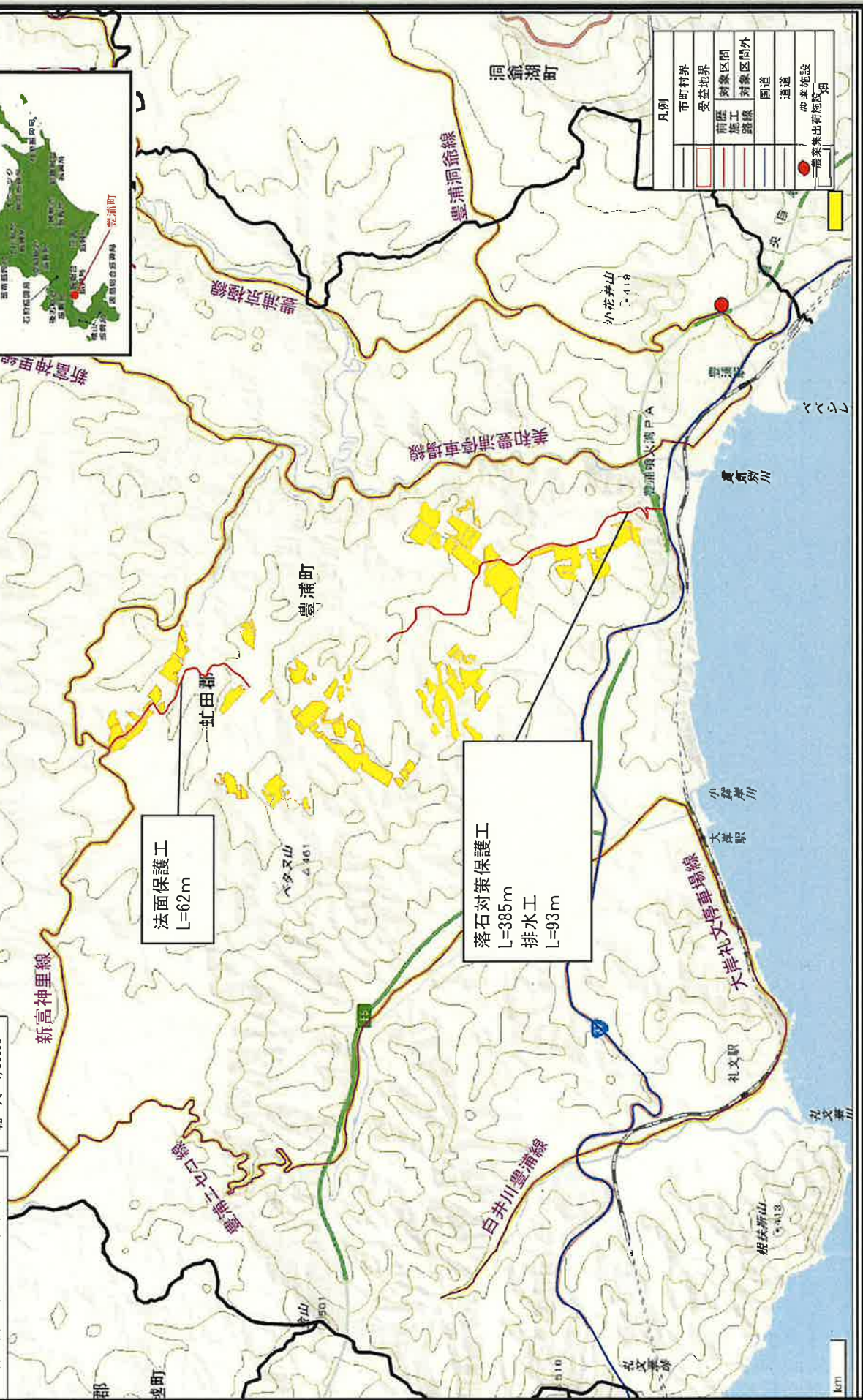


| | |
|------|------------------|
| 工事名 | 築設計画 新大塚山地区 築設計画 |
| 図名 | 標準断面図 |
| 作成年月 | 令和 5 年 1 月 |
| 縮尺 | 1/100 |
| 巻数 | 1/4 |
| 会社名 | 株式会社 アースデザイン |
| 承認者 | 北野 隆雄 監理 合資 株式会社 |

令和6年度 農地整備事業（通作条件整備 [保全対策型]） 第2新山梨地区

第2新山梨地区 位置図

縮尺 1/50000



| 凡例 | |
|----------------------|---------|
| [Solid black line] | 市町村界 |
| [Dashed black line] | 受益地界 |
| [Yellow shaded area] | 受益区間 |
| [Red shaded area] | 前年度施工区間 |
| [Blue shaded area] | 道路 |
| [Green shaded area] | 河川 |
| [Blue line] | 国道 |
| [Red line] | 道道 |
| [Red circle] | 農業集出荷施設 |
| [Red circle] | 山 |

km

農地整備事業（通作条件整備（一般農道整備（保全対策型）） 第2新山梨地区

北海道 第2新山梨地区 概要図



関係市町村：虻田郡豊浦町
 事業工期：R6年度～R9年度
 受益面積：265ha

法面対策
 L=62m

排水対策 L=93m
 落石対策 L=385m

令和6年度要求
 内容：実施設計1式
 事業費：15,000千円



事業の必要性

本計画路線は農道整備事業で整備され、整備後40年程が経過し、経年劣化と共に近年の気象の変化によって、道路附帯施設の機能低下が著しいことから、交通安全性に支障を来している。
 このことから、機能保全対策面からの更新整備を行い、早急に地域農業の通作・輸送の安全性確保を図る。

凡例

| | |
|-----------|-------|
| --- | 市界 |
| - - - | 町村界 |
| □ | 受益地 |
| — | 前歴施設 |
| - · - · - | 対象区間 |
| — · — · — | 対象区間外 |
| ● | 農業施設 |
| ■ | 畑 |